

清朝最末期における禁煙運動に関する覚書 (四)

—— 中国国内の禁煙実施状況と「続訂禁煙条件」締結の経緯 ——

目 黒 克 彦

Katsuhiko MEGURO

(史学教室)

一 は じ め に

筆者は本報告の第42輯に「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書(三)」と題して、20世紀に入った時期の中国に対する鴉片貿易に関する英国の世論と政府の対応について論じた⁽¹⁾。小論ではその続編として、十年を期間とするインド鴉片の輸入逡減協定の成立後、この協定の条件とされる三年間の試行期間における中国国内の禁煙政策の実施状況と、それを受けてのイギリス政府の判断による「続訂禁煙条件」の締結に至る経過を検討する。

二 中国の禁煙状況

前稿で述べた様に、1908年3月22日(光緒34.2.20)の中国外務部の上奏を経て、インド鴉片輸入の「十年逡減協定」は実施の運びとなり、鴉片の中国への輸出は、1908年1月より逡減される事となるが、土薬の栽培削減・吸飲の制限は、既に光緒32年8月3日(1906.9.20)の禁煙の上諭、及び同年10月15日(11.30)の「禁煙章程」十条の制定によって、全国で開始された筈である。中国における禁煙の実施状況、即ち中央レベルの政令の発布やその実施の督促・指示等が、如何に為されたか、各省・各地で具体的に如何に実施されたかについては、稿を改めて論じなければならない。ここではこうした中国側の禁煙政策の展開を、イギリス側はどの様に見ていたかを検討する。已にイギリス側の調査員として、中国の鴉片生産地とされる西北・西南六省、即ち山西・陝西・甘肅・四川・雲南・貴州に旅行して罌粟栽培の状況を視察した Sir Alexander Hosie の記録によって、この地方の禁煙状況に関するイギリス側の判断については、簡単に述べている⁽²⁾。この調査は1910年5月より行われ、三年の試行期間が満期になる直前の時点であった。

所で駐華公使ジョーダン(朱爾典, John Newell Jordan)は1906年12月1日(光緒32.10.16)に、中国各地に駐在しているイギリス領事に対して、新たに制定された「禁煙章程」の翻訳を送り検討を命ずると共に、各々の駐在地周辺の鴉片に関する状況を調査・報告する事を指示した⁽³⁾。その第一次の報告書が1907年11月27日に、ジョーダンより外務大臣グレー(葛雷, Edward Grey)に送られた⁽⁴⁾。この報告の前書きで、ジョーダンは禁煙実施の第一年の成果を伝えるとし、これをまとめたのは、公使館賛参の黎枝(原名不群)に委嘱したと述べられている。

以下報告のあらましを見る事とする。先ず冒頭で「中国のこの件の処理は、毅然とし断固としている事は疑いなく、誠に思いの外である」とその熱意の評価し、中央政府は已に

丁寧に諭し戒め、再三命令をしているが、仍お十分満足していない様子である。その中央政府の熱意の現れとして、戒煙出来ない親王・御史数名を処分にした事を記し⁽⁶⁾、地方官が諭旨を遵守し実行すれば、十年の期間で目的を達成する事は困難ではないと述べる。しかし最も困難な事は、命令によって各省に実行させる事が極めて困難であると言う。その理由は鴉片吸飲が、已に全国に普及している事と、この禁煙によって失う財源が実に少なく無いという点である。特に省の財政に大きな影響を及ぼす。報告書は言う。「凡そ未だ統計の無い国では、その行政の方法は概ね皆異なり、得る財源の多寡も特に調査は難しい。しかし政界のベテランに拠れば、土薬より徴収する税は年に650万ポンドで、中央政府に入るのは僅かに175万ポンドで、余は各省の自由に帰すと言う」と。従って禁煙措置はこの省にとっての大きな税収を失わせる事になる。この問題に関する中央政府の対応については、「その税源を失う事に、中央政府は余り注意していない。且つ未だ章程を定めて補完の措置もしていない。各省は税源を失う事は財政の損失であり、禁煙の挙は遂に未だ因循敷衍し、進歩を期し難い」と見ており、最大のネックがこの財政問題であると指摘している。

中国政府の検討している専売制度の導入について、報告は「南京条約」第5条・「中法天津条約」第14条において、各々の商人は通商港において、誰とでも交易する事が許され、且つ中国側が組合を作り貿易を請け負う事を許さない、と規定している⁽⁷⁾為、政府が輸入鴉片を一手に掌握する事が妨げられている。又専売局を設立するにも資金問題があり、政府にそれだけの鴉片を扱う資金力がなく、民間の鴉片商人の援助を得なければならない。更にこの政府による鴉片専売は、人民が政府の営利政策と疑い、又これに従事する官の不正汚職が十分に懸念されるとして、禁煙政策の実施の有効な策と考えられる政府による鴉片専売制度も、その実施は極めて困難であると見ている。

この報告では、中国側の主張に見られる土薬と洋薬の味の濃淡について、興味深い解説を行っている。即ち「インド鴉片が土薬より味が濃いのは、その理由は実は土薬には他の物が混ぜられており、為に劣品となる。凡そインド鴉片3銭吸飲する者が、如し土薬を吸飲すれば、4銭或は4銭半の量で始めて満足を得る」と言う。又生鴉片(煙土)を精製して煙膏にした場合、土薬は原土の約65%になるが、インド鴉片は75%になると伝えている。

以下報告は各省の禁煙の状況について、省或は都市別に報告している。これらは各地のイギリス領事が宣教師の助けを得て為された報告の基づいており、極めて信頼出来るものであると述べている。ここで各地の状況を一一紹介する事は出来ないが、実施状況は誠に区々であり、比較的に見るべき成果を収めているとされている省(直隸・山西・浙江・広西・湖南・貴州・雲南)も有るが、天津では1907年4月に土薬統税局が設置された事を契機に、当局は告示を出して人民に広く罌粟栽培を勧め、税源を拡大させていると指摘し、甘肅でも同様に官が栽培を勧め、従来の5倍の罌粟栽培が為されていると報告している。更に栽培が減少した所でも、その理由は地方官が罌粟栽培に対する税を増額した為であり、禁煙の令に従っての事ではないという地域(陝西・済南府)もある。

次いで報告は最大の鴉片生産地としての四川省について、「禁煙章程」に即して実行されているか否かを検証している。第一条の罌粟栽培の制限について、四川では総督が告示を出して漸禁を示した以外に、何等の措置も為されていない。最近二県では明年より漸禁する告示を出したが、已に罌粟の播種の後であり、どう処置するかは不明であると述べ、全体的にこの条項は実施させておらず、又懲罰も加えられていないとする。第二条の吸飲者

への許可証としての牌照の発行に関して、僅かに小民が遵守しているのみであり、吸飲者の登録も限られた地域において行われているのみであり、全体的には実行されていない。第三条の期限を限り強制的に戒煙させる事については、成都の禁煙局では、吸飲者の年2割づつ吸飲量を減らす指導を行う事としているが、実行はされていない。第四条の煙館の閉鎖については、成果の著しい部分であると言う。四川の場合、煙館は大部分閉鎖され、別の執照を受領した官店が、代わって牌照所持者への販売を行っている。四川は匪徒の出没する地域であり、この実施は容易でないが、その他の省内の大都市でも概ね騒動もなく閉鎖されている。郷村の煙館も多くは閉鎖されたと言う。第五条の煙店の査察に関しては、四川の場合、その範囲を越えて煙膏の専売或は官による精製に変えようとしている。但し生鴉片の売買は自由に為されている。これが有効に実施されるか否かは、地方官が真剣に実施出来るか否かに懸かっている。第六条の戒煙の丸薬を官が製造し普及する件については、丸薬が種々有り、中には鴉片よりも害をもたらす物もある。抑々戒煙薬は概ね鴉片或はモルヒネを混入しており、却って中毒をひどくする場合も有ると言う。成都には戒煙所は設置されているが、ここを訪れる者は極めて少ない。善堂や教会の医院で戒煙薬をもらう者は少なく無い。中国の官は西洋医療を採用せず、丸薬を選択製造している。第七条の戒煙会の設置の奨励については、四川の官はその設立に賛同する者が極めて少ない。それは禁煙問題以外の政治問題に議論が及ぶ事を心配する為とし、全体として戒煙会も官立が多いと言う。第八条の紳董を督率して実行を期するという事について、四川では成都・重慶を除いては、戒煙を奨励されておらず、全国的にも官員自身に煙癖が有り、告示を出すだけで終わっている。第九条の官員の吸飲厳禁に関して、四川では全くの具文となっている。総督は6か月以内に上司に具結する事としたが、未だ具結する者の存在を聞かない。著名な吸飲の官が仍お留任しており、官立の学校・巡警・陸軍の人員には厳しくしている。この条の末尾で報告者は、吸飲の為に公務に努力しない者は、必ず排斥し罷免すべきであると結んでいる。第十条の洋薬の輸入通減に関して、四川では土産の鴉片で省内の需要を満たして余りが有り、洋薬の流入は無いとし、第十一条として、各省將軍督撫に対して、所属の文武地方官に徹底して実行する様に命ずる命令は実行されていると述べている。これによれば一定程度遵守されつつあると言うのは、煙館の閉鎖のみであり、他は全く評価出来ない状況であると言える。これが禁煙の上諭が發布されて1年を経過した状況であると伝えている。報告は最後に中国に租界或は租借地、又は居留地を擁する各国のその地における禁煙策の実施状況について報告している。

ドイツの天津・漢口租界には、従来より煙館はなく、膠州・青島も同様である。日本の租界には煙館はなく、居留地については、中国側の要請で中国人の吸飲を禁止した。但し安東の居留地には煙館が極めて多い。ロシアは漢口・天津租界を有するが、漢口は工部局が吸飲を禁止し、その他についても各領事と協同して禁令を施行している。ロシア租借の鉄道付属地は、中国側に声明し、間もなく禁煙章程を実施すると言う。アメリカは租界等を有していない。フランスは天津租界で煙館を已に閉鎖し、上海租界での措置は未だ聞いていない。7月以後、煙館の新設を認めず、従来の煙館に対する執照の費用を4倍にし、婦女の立ち入りを禁じた為、自ら廃業した者が25家有ったと言う。イギリスは現在各租界に煙館は存在していない。但し上海公共租界では、租界外の中国官憲の対応如何を待つて処理するとし、6月に城廂内外の煙館七百家が道台によって閉鎖され、工部局に閉鎖を要

請した。工部局は城内の煙館は膏店に変わったに過ぎず、これを租界に行っても、禁煙に効果は無いと反論し、罌粟栽培を大幅な減少を待って処理すると回答したと言う。イタリアは1907年1月以後、天津租界の煙館を閉鎖し、更に租界内での煙館設置・鴉片貿易の経営を禁止したと言う。ベルギー・オーストリアは天津租界のみ有するが、ベルギーには存在せず、オーストリアは1908年8月以後煙館は閉鎖されたと報告している。

総じて言えば、中国国内における禁煙の実施状況は、初年度の事とは言え、極めて不十分の感は免れない。三年の試行期間において、目に見える形での罌粟栽培の削減、吸飲者の減少を出現させ、イギリス側を納得させねばならず、状況はさ程ゆっくりと進める事を許さないものであったと思われる。イギリス側はこの報告をどの様に読んだのであろうか。

三 第二次報告書

駐華公使公使ジョーダンは、1908年6月24日に第二次の報告書を外務大臣グレーに送った⁽⁷⁾。これもイギリス公使館賛参黎枝の手でまとめられたものである。

報告書は冒頭で「中国の中央政府は極めて真剣に処理しており、昔の怠慢の状況とは異なる。各省の罌粟栽培は皆已に制限され減少していると聞く。……今回の罌粟栽培地の減少は、農民が官吏の勒索に耐えられず、恐れを抱いたか、或は官府の命令を奉じて、自ら遜減しただけであろう。……現在減少したのは幾ばくも無いが、全国皆漸禁しており、地方官の実力処理の明かな成果で無い訳では無い。但しこれらの従来例に合致し利益の有ると言われた農業を限禁しながら、未だ妥当な代替の方策が無いのは、殊に驚くべき事である」と述べ、罌粟栽培の削減については、一定の成果を収めつつあると評価しつつも、只この事については農民を満足させる代替の方策が提示されていない点を問題とし、その永續性を疑問視している。この後中国政府の各種章程の発布、禁煙大臣の設置等について述べた後、依然として財源問題が各省の遵守を遅滞させている主要な原因であると指摘している。各章で専売局の設置・煙館の閉鎖・戒煙会の設置等の政策展開が各々為されているが、「地方官は朝廷の明詔に対して、実力実行しているとは言えない。その理由は二つ有る。一は官吏の吸飲者が仍お多い事、二は鴉片の財源が、未だ他の項目で補完出来ない事である」と述べている。

次に外国との洋薬の輸入遜減の交渉について言及し、イギリスとの妥結の中で未解決として残ったペルシャ・トルコ産鴉片に対する措置の問題に関して、その後の経過を報告している。この二国と中国は条約関係を持っていない為、中国の主体的な措置として、1909年1月1日より、ペルシャ・トルコ産鴉片を中国を輸出する商人は、九龍税務司において申告して専照を受領する。専照は1箱毎に1枚発行し、その鴉片を中国の通商港に輸送し、港の到着すれば、厘税を完納すべき事が明記されている。専照の無い物は没収するとしている。従来ペルシャ・トルコ産鴉片は毎年約1125担輸入されていた為、以後毎年十分の一、即ち125担づつ減らす事とし、1908年は一千枚の専照を発行し、9年で満期とし毎年減らして、1916年には125担の輸入によって専照の発行を停止するとしている。その他の地より中国に輸送される鴉片が1906年には64担有るが、これは全て再輸出の物であり、締約各国と協議して、禁止出来るとしている。これによって懸案も一応解決した事が解る。

次に当時の鴉片の価格に言及し、中国各地の洋薬の価格が次第に高くなっていると言われるが、その理由は罌粟栽培の禁止と洋薬の輸入が漸減した為である。為に密輸が多くな

る事が懸念され、更にこれに乗じて従来罌粟栽培をしていなかった国も利益を図って中国に密輸を行う恐れが有るとの懸念を示している。

次にイギリス租界における禁煙の実施状況について報告し、鎮江では今年を最後として煙館を閉鎖し、上海公共租界の煙館は1908年7月1日より、半年毎に四分の一を閉鎖し、2年後に一掃する事を定め、それ以外の租界の煙館は全て閉鎖された事を伝えている。

この後に1909年1月1日に上海での開催が決定された万国禁煙大会の内容をについて述べた後に、各国の鴉片問題への対応、特にフランスの対応に紙面を割いて述べている。それに拠れば、1906年駐法公使劉式訓が安南の鴉片問題について、フランス政府に協力して改善する事を申し出た。この地の鴉片は殆ど雲南より輸入されており、フランスの植民地政府の輸入限禁によって、1906年は4730担であったが、1907年には638担に減じた。しかし雲南の国境を越える密輸が多く、フランス領インドシナで販売された鴉片は、1904年は12万0411kg (27万0595ポンド)であったが、1907年には9万3083kg (20万9437ポンド)に減少した。フランスの鴉片問題調査委員会は総督に数か条の禁止の方策を提出し、禁止に努めていると言う。ここでの鴉片は政府の専売になっており、鴉片の税収も重要な財源になっており、1904年より1907年までの鴉片税収は、合計67万2400ポンドで純益は42万0400ポンドであった。この税収減の補完策として、(一)極東から輸入するある種の貨物の関税の増額、その際に中国人が消費する貨物に注意する事、(二)煙草及び各鉱油の消費税の徴収、(三)欧州の現行の例に倣い、政府による宝くじの創設を挙げているという。鴉片税収への依存より脱却する策として興味深い。

オランダはその植民地において、已に1872年以後罌粟栽培を禁止している。日本は薬用或は鑑賞用として罌粟栽培が為され、吸飲は厳しく禁じている。台湾でも罌粟は栽培されておらず、官の専売で執照所持者にのみ吸飲を認めている。アメリカはフィリピン鴉片委員会が、已に鴉片問題を調査し、上下議院で禁止の方法が制定された。即ち1908年3月1日以後、各種鴉片のフィリピンへの持込みを禁止し、官による薬用の輸送が許されるのみである。フィリピンの罌粟栽培は已に禁止されており、従って輸出も無い。ハワイ群島も已に禁絶し、罌粟栽培も為されていないと伝えている。

報告書は最後に中国各省の禁煙実施状況を省別に伝えている。第一次報告で比較的禁煙の成果が上がっていると報告された省での後退現象が見られる。即ち直隸では進歩的官吏は仍お切実に実行しているが、最近やや怠っていると云い、山西では「山西全省について言えば、官吏は禁煙について、只故事を奉行するのみである。人民が下で発奮し、先んじて備えているに過ぎない。如し禁止を始めた時の様に、実力奉行すれば、今日に至れば必ず見るべきものが有ったであろう」と言う。先の報告で中心的に論じられた四川省については、「重慶から成都に至る一帯の罌粟畑は、已に大きく減少し、甘蔗に改められたが、禁煙の状況は余り進歩していない。全省で見れば、罌粟栽培の土地は、未だ減少していない様であり、前6月に頒布した厳しい禁令も、今は已に緩んでいる」と総括している。

第二次報告において、イギリス側の最大関心事である、3年の試行期間における中国側の禁種・禁吸の進展状況如何という観点で見れば、必ずしも手放しで評価出来る状況ではない。事柄の性質上、省単位更には州県単位で栽培面積の減少や吸飲者の減少を数量で表示出来れば最良であるが、統計が不十分・不正確な状況に在っては、概括的な観測に依らざるを得ない。従って総体としてどうかといった程度で判断を下さざるを得ない。その点

でこの報告書の論調を見れば、確かに部分的な州県では、官憲の対応宜しきを得て、栽培面積の削減、吸飲者の戒煙でかなりの成果を取めている地域も存在する。問題は管轄する地方官の政策展開如何にかかっていると云える。

イギリスがこうした報告を受けてどの様に判断するのか、期待通りの削減が行われていないとして、インド鴉片の輸出逓減を3年の試行期間の後に打ち切り、元の状態に戻すのか、或は一定の成果を挙げたと評価して、輸出の逓減を継続するかは、中国側の禁止政策の実施状況によって決まるというよりは、むしろイギリス本国の情勢、即ち議会を含む鴉片貿易反対の世論の高揚、国際的な鴉片問題の論議の高揚等が、イギリスの政策を決定すると言えるであろう。元よりインド財政の維持の為に如何なる補完措置を講ずるかという問題が、依然として大きな課題として残る。従ってイギリスは自らすすなりと逓減政策の継続を認める事はせず、中国に対して様々に不公正・不満を言い立てつつ、中国に恩を売る形で鴉片貿易より撤退する道を選択する事となる。次に3年の試行期間が満期を迎え、更に逓減を継続する協定としての「統訂禁煙条件」の締結に至るまでの、イギリスと中国の交渉について見ていく事とする。

四 禁煙継続をめぐる中英交渉

この間の中英交渉でしばしば問題となったのは、中国が実施を凶っていた鴉片の専売政策に対して、イギリスがこれを条約違反として抗議し、阻止しようとした事である。政府による専売とは、一般には生産或は輸入から流通・販売に至るまで、政府の統制の下で行われるものであるが、それに要する資金が莫大になる為に、時に官許の商人に請け負わせる等の方法も、ここでは専売政策の一環として扱う事とする。抑々鴉片を専売にするという考えはこれ以前にも持ち上がっていた。一例を挙げれば、1882年3月（光緒8年2月）直隸総督李鴻章は洋薬の関税・厘金増額の件で、駐華公使ウェードと交渉中であつたが、イギリス外務省・インド総督の信任が篤いと称するイギリス商人サミュエル（沙苗、Joseph Samuel）が天津の李鴻章を訪れ、中国への関税と厘金の納入を保証する事を条件に、自らが鴉片貿易の一切を請け負う事を提案した。ウェードは反対であつたが、総稅務司ハート（赫德、Robert Hart）は半ば乗り気になっていた。しかし結局サミュエルなる人物に信頼を置けないとして、この案は御破算になつた⁽⁸⁾。当時は煙台条約は締結されたが、イギリス側は中国での鴉片に対する厘金徴収の規定が曖昧である等の理由で批准を遅らせ、中国側は関税の増額と密輸の根絶による税収の確保を要求し、ウェードとの間で交渉を進めている時であつた。これもインドにおける鴉片の購入から中国への輸送・販売を政府の認可する商人に一手に扱わせる方策であつたが、相手が必ずしも信用出来ない人物であつた為に沙汰止みとなつたのである。

従って中国政府は税収の確保と、鴉片の漸禁を進める為にも、政府の管掌の下に鴉片を置くという思考は以前より有つた訳であるが、本格的に禁煙政策を実行しようとするこの時点で、この案が浮上して来るのは不思議ではない。しかしここで障害となるのは、先はも若干触れたが、条約との関係である。即ち「南京条約」第5条の従前の特許商人である「公行」制度を廃止し、以後イギリス商人は任意に誰とでも通商取引を行う事を認める条項と、1858年にフランスと締結した「天津条約」第14条で、中国側が組合を組織し貿易を独占する事を禁ずる条項があり、これが専売制と抵触する事になるというものである。

「外交報」第189期(1907年10月2日発行)の交渉録要の「禁煙紀聞」の項に、イギリスよりクレームが付いた事を報じている。即ち「官膏の専売の件は、局を設置し開始しようとしたが、意外にも英公使が干渉し」、外務部に対して、江南(南京)で局を設置して専売を開始し、他の省もこれに倣おうとしているが、これは中英南京条約第5条及び中法条約第14条違反であり、外省の官吏が主となってはならないと抗議した為、外務部は各省に実施を延期する様に通達した。これに対して両江総督端方は外務部に、官膏局の設置はあくまでも戒煙を行う為であり、延期は困難である事、将来の洋薬の輸入は従来通りであり、洋商の妨げとはならず、英公使は心配し過ぎない様に照会して欲しいと要請した。南京駐在領事 W. P. Ker は端方に照会し、官膏局の章程の閲覧を要求した。これに対して端方は金陵の官膏局は専ら土薬を用いるという意図は無いと答えた。しかし英公使は再度外務部に照会し、中国の十年内に洋薬を根絶する件は、頗る自信がある様であるが、現在は両国未だ方法を協定していない。所が江寧では已に8月1日に官膏を発売する事としているのは、明らかにぶち壊しであり、これまでの全ての回答は再検討しなければならない。江寧での煙膏の官売は停止させる様に要請する云々と述べたと謂う。これについては署四川総督趙爾巽は四川で使用される鴉片は全て土薬であり、洋薬を関係しない為、所期の官膏専売を行うべきであると外務部に主張し、前湖広総督張之洞は、湖北の官膏専売法は条約に違反しておらず、英公使は詳細を知らずに誤解していると反駁し、検討を依頼したという⁽⁹⁾。

こうした官による鴉片の専売に対する紛糾は、1908年春には一応の解決を見た様である。即ち「外交報」第207期(1908.5.4発行)には、「外務部は英公使と協議し、局を設置して官膏を専売する事を認め、再び干渉しないとした。この為に各省督撫に通電し、速やかに方法を議せしむ」と報じている⁽¹⁰⁾。更に同第245期(1909.6.22発行)では、「英使允認煙膏官売」と題し、政府は宣統2年より官局を設立し、洋薬・土薬を全て局の専売に帰し、逡減を実行する」事とし、外務部が英公使と協議し承諾を得たと報じている⁽¹¹⁾。こうして官による販売の統制策としての官膏局の設置は、条約に違反するものでは無いとして、イギリスも納得し了承した訳である。ここに見られる所謂専売とは、文字通り官による鴉片の一手販売を指しており、輸入・流通をも官の手によって行う所までには至っていない。その具体的な方法等についてここで触れる余裕は無い。イギリス側の懸念は、専売制が条約に抵触する恐れがあるという点の外に、鴉片の販売が官の手に掌握される事によって、土薬のみの販売に制限され、インド鴉片が排斥されると考えた為であった。そこには依然としてインド鴉片の販路を確保し、順調な販売を確実させようとする意図が見える。

更に中国国内の罌粟栽培の削減の進行状況に対するクレームも見られる。即ち宣統2年6月23日に駐華公使公使ジョーダンは外務部に照会し、次の様に述べた。「貴国の内地の罌粟栽培禁絶の件は、近年決して減少していない。又ペルシャよりも輸送されている。今回のインドより輸入する鴉片への課税は、禁煙条約と符合しない」⁽¹²⁾と。これに対して外務部は、「中国内地の栽培禁絶は已に7割に減ったが、インドより輸送される鴉片は、決して減っておらず、逡年輸入を減少させる約と符合していない。今回の課税は内地の鴉片販売者に対して課税し、吸飲者を束縛するだけであり、厳しい課税ではない」⁽¹³⁾と応酬した。この回答を得た英公使は、栽培削減が已に7割に減ったならば、その確実の証拠を提示する様に要求したと記している。この記事について、「外交報」は「英国詰問種煙」と表題を

付し、「東方雑誌」は「英公使之抗議」として報じている。「外交報」は第287期（1910. 9. 8 発行）で「英使詰問禁煙之成績」と題し、再び英公使が罂粟栽培削減の証拠を要求した事に触れ、外務部が度支部と諮り、各省の「報告禁種罂粟清冊」を取り寄せて示したと記している⁽¹⁴⁾。この「清冊」の内容がどの様なものか、又それにジョーダンは納得したのかは明かでない。恐らく「清冊」上では総体として3割の削減を示すものとなっていたであろうが、実質がどうかは又別の問題として見る必要がある。

かかるイギリス側からの土薬生産の削減に対する疑問の提起が有ると共に、中国側もインド鴉片の輸出逓減の約束が守られていないとの問題提起が為されている。即ち「外交報」第250期（1909. 8. 10 発行）の「印薬減成進口実数」の記事において、税務処の報告として、外務部より要請を受け、各海関においてインド鴉片の輸入状況を詳細に調査報告させたが、その回答に拠れば、「英国は元来インドより輸出する鴉片を年額5万1000箱を基礎数とし、1908年より年々1割減らして十年で根絶する事を認めたが、現在ペルシャ・トルコ等の国の鴉片は、1909年より逓減を開始するが、1908年のインド鴉片の中国の輸入量は合計4万7034担であり、1907年の輸入量5万2985担に比べ5951担少ないが、イギリスの当初の1908年の輸出予定量の4万5900担よりも1134（1136の誤り）担多い。これについて税務処は英国の逓減を認めたのは、インドから輸出される鴉片についてであり、1908年以前に輸出され、或は他の港に保管され、或は適々輸送の途中に在り、1908年に輸入された鴉片は制限の対象にならない。この溢出分は殆どこの為であると解釈し、外務部に伝えたと報じている⁽¹⁵⁾。これを受けて中国外務部は英公使ジョーダンにインド鴉片の輸入量の逓減を行う様に要請した。これに対してジョーダンは当然インド鴉片の輸入逓減を行うが、中国内地の土薬の栽培禁止が嚴重でなく、専らインド鴉片の輸入を制限するのは、英・インドの利権を損なうのみならず、国際的な信用を失うとし、先に土薬生産の削減に力を注ぐべきであると切り返した⁽¹⁶⁾。ここでは具体的に数字を挙げての問題提起ではなかった。そして第264期（1909. 12. 27 発行）の「印薬出口漸減数目」の記事では、両広総督がイギリスの広州総領事より受領した照会で、イギリス議会で回答したインド鴉片の近年の輸出量が記されており、そこでは1905年6万3053箱、1906年は6万3617箱、1907年は6万3415箱、1908年は6万2408箱、1909年は5万6800箱に制限しており、その量が今已に漸減している事が解ると記してあったと言う⁽¹⁷⁾。このイギリス側の反論は、中国以外の国向けを含む全ての輸出量の漸減であり、折柄禁煙政策の展開で中国の鴉片市価は上昇している事を狙っての輸出は有り得る事であり、この史料のみで、イギリスが輸出逓減を遵守しているとは言えない様に思われる。更に「東方雑誌」の記事に拠れば、イギリス公使が広東における鴉片専売問題にクレームを付け、外務部に申し入れを行い、外務部は両広総督に状況を問い合わせたが、その回答の中で両広総督は、「海関貿易冊を調べると、洋薬の輸入量は（光緒）34年は33年に比べ僅かに3%少ないだけであり、宣統元年は光緒34年に比べ増加する事は有っても、減少している事は無い」と述べており⁽¹⁸⁾、イギリス側の言い分と食い違いを見せている。又1910年にも中国外務部は、「各港の昨年輸入の鴉片の量と、減額すべき量とは、甚だしくは符合していない事を調べ、各関道に命じて、詳細に昨年の輸入の正確な量を調査し報告」させ、それを受けてジョーダンと交渉し、本来減額すべき量より溢出した分を、今年の逓減量に上乗せして輸出を減らす様に要求しようとしていた事を報じている⁽¹⁹⁾。この時点でも中国側はインドの中国への鴉片輸出が協定された量を上回って行われていると

認識していたのである。その真相は未だ明らかに出来ないが、ともかくこれによって中英両国は互いの牽制行動を展開していた事が窺われる。

更にこの間にイギリス政府は如し3年のインド鴉片輸出逓減の試行期間において、所期の成果を挙げる事が出来なければ、単にその後の協定の継続を行わないだけでなく、この試行期間の輸出逓減によってインドが被った損失の賠償を要求すると脅迫している。即ちジョーダンは中国外務部に対して、「如し各省の禁煙が時に臨んで成果が無ければ、現在罰条を定めていないが、必ず従前の輸出洋薬の最多の額に照らし、中国より年毎に賠償すべきであるが、それによって両国の睦誼を傷付ける事を恐れる」と述べた⁽²⁰⁾。この件に関して日本の駐華代理公使阿部守太郎も中国外務部に照会し、中国各省の禁煙の努力は仍お不十分であり、重ねて禁令を明かにし、十年の鴉片禁絶が失敗に終る事を免れるべきである。イギリスは必ず歴年の損失の賠償を要求し、中国の財政はこれを支える事が困難であろう事を恐れると述べている⁽²¹⁾。従って如し中国が3年の試行期間内に、最低限罌粟栽培の3割減少と吸飲者の大幅な減少の成果を挙げる事が出来なければ、イギリスより損害賠償が要求される事は必至と考えられていたものと思われる。従って中国政府も禁煙大臣や各省督撫・將軍に督励し、その真剣な処理を命ずる必要が有った訳である。

さてこの間にイギリスは先に見た在華領事等の中国の禁煙状況の調査報告だけでなく、直接本国より調査員を派遣して、中国各省の禁煙状況を遊歴調査させた。先に拙稿で言及した様に⁽²²⁾、イギリス政府は中国における罌粟栽培禁止の実情を現地調査する委員として、Alexander Hosie (中国名・謝立山) を指名した。この人物については「清季中外使領年表」に拠れば、1881年12月(光緒7.10)に署重慶領事への就任を皮切りに、以後必ずしも時間的に連続してはいないが、温州署領事(ドイツ・オーストリア・ハンガリー、スウェーデン、ノールウェイ領事兼任)、牛莊署領事(オーストリア・ハンガリー領事兼任)、梧州領事(フランス・オーストリア・ハンガリー領事兼任)を経て、1902年4月(光緒28.2)より成都総領事と重慶総領事(1906年まで、四川全省通商を管轄)を兼任し、1908年9月(光緒34.8)より天津総領事に就任し、1909年4月(宣統1.4)に退任している⁽²³⁾。四川省に6年駐在していた事が注目される。この為に帰国していた彼が再び起用され、中国に派遣されたものと思われ、1910年5月初めより前述した様に中国の西北・西南6省の調査を行った訳である。この調査員の派遣について、ジョーダンは事前に中国外務部に「専ら中国の禁煙を調査し、一切の事宜を研究する事に任ずる」委員の派遣を通知した⁽²⁴⁾。彼が調査を終り北京に帰ってきた事を「外交報」は第287期(1910年9月8日発行)で報道し、「各省は仍お処理不十分の如くであるが、この3年の期を試行とし、前約に照らし再び十年禁絶を行うべきである」と報告したと伝えている⁽²⁵⁾。

五 続訂禁煙条件締結の経緯

さて1908年1月1日に始まったインド鴉片の中国への輸出逓減は、1910年末に3年の試行期間の満期を迎える。この間に中国における禁種・禁吸がどれだけ実施されたか、それによって以後7年の逓減が継続され、1917年でインド鴉片の中国への輸出が根絶されるか否か、中国が鴉片禍より脱却出来るか否かが懸かっていた。当然中国政府はイギリス政府の納得を得られる削減の実績を明示し、約束を履行させる事によって、国際的な信頼を回復する事が必要であった。中国がその命令通りに禁煙を実現出来るか否か、世界的な注目

の下に在り、万一削減が出来なければ、清朝政府の威信は地の墜ち、世界の嘲笑的になる。政府は強い危機意識を持って進めていたと言える。既に3年の試行期間を含む輸入通減協定がイギリスとの間で成立した際の上論において、

我如し期の如く査禁せざれば、転瞬三年、何を以って友邦政府の美意に答え、何を以って各国善士の苦心を慰めんや。この機一たび失えば、時は再び来らず、若し永遠に沈痼に困めば、勢い以って国を為す無し⁽²⁶⁾。

と述べており、1910年9月(宣統2.8)には、

禁煙の一事は禁吸尤も禁種より要なり。各省督撫邀功を希図し、禁種禁運に急にして、禁吸を疎にするは、已に是に非るに属す。前に度支部に飭し員を派して密査せしむ。ここに查明せる覆奏に拠るに、各省禁種においても亦粉飾を免れず。……嗣後各省務めて朕の意を仰体し、緩急を分別し厳切に査禁すべし。総じて吸煙日に少なく痼疾漸除するを期せば、正本清源の計と為すに庶からん。その期限内の一切の善後事宜は、度支部に著し民政部・土業統稅大臣を会同し、通盤籌画し辦法を妥定し、旨を請い辨理せよ⁽²⁷⁾。とあり、各省の禁煙政策が、罌粟栽培と流通販売に重点が置かれ、吸飲禁止をおろそかにしている事、更にその罌粟栽培の禁止の報告も粉飾が多いと批判し、一層の督励を命じている。この上論はこの日に度支部が上奏した各省の禁種状況報告を受けて出されたものである。その上奏では、宣統元年4月の時点で、十八省は昨年未で罌粟栽培を一掃し、以後再度の栽培を許さない事とし、陝西・甘肅・四川・貴州等の省は、宣統5年までに根絶させると上奏したが、この時期に実際に根絶されたのは直隸・山東の二省のみであり、奉天・山西・湖北・広東は明らかに成果を挙げているが、間々栽培が見られる。吉林・新疆・雲南は禁絶したと報告しているが、栽培する者は仍お少なくないと報告している⁽²⁸⁾。

この後禁煙大臣は試行期間の満期が切迫している事から、吸飲の禁止を促進する事を求める上奏を行い⁽²⁹⁾、民政部も11月に禁煙の状況報告を行い、京師の内外においては吸飲・販売の禁止で大きな成果を挙げているが、各省の状況については順次委員を派遣して調査を行わせているが、経費の不足により一斉には出来ない⁽³⁰⁾と述べ、地方の実情は未だ掌握していない事を示している。

イギリスとの間で3年の試行期間を踏まえて、以後7年間のインド鴉片輸出の通減継続を取り決める「続訂禁煙条件」は、1911年5月8日(宣統3.4.10)に外務部大臣鄒嘉来と駐華英公使ジョーダンとの間で調印された⁽³¹⁾。ここに至る交渉の経過を示す史料を見出し得ず、翌日に外務部が行った上奏によって見る以外に無い。

已に3年の試行期間は1910年12月31日(宣統2.11.30)に満期を迎えていたが、その継続を決定したのは5か月余の後の事になる。こうなった経緯について、上奏では、

宣統2年11月に至り、已に3年の期満つるに届ぶ。英使初め猶お禁種・禁吸を以って実に已に減少せる憑拠を挙出すべきを言となす。旋いで亦中国の禁煙は確かに成效を著すを承認し、辦法を続訂するを允すべし⁽³²⁾。

とあり、当初イギリスは中国の鴉片生産・消費の減少の事実を示す証拠の提出を要求し、通減の継続に難色を示したが、何を根拠にしたか、中国の禁煙に顕著な成果が有ると認めて継続に同意したと述べている。イギリスは何を根拠にして、中国の罌粟栽培・吸飲者の減少という成果を挙げていると評価したのか。先に見た中国在住の各領事達の報告(1907年分と1908年分)においては、成果を挙げていると評価する事は出来ない。成果を挙げて

いると評価し得る資料は、先述のアレキサンダー・ホージーの現地調査報告である。彼が議会に提出した報告書自体を見る事は出来ないが、その旅行記録の Appendix II の「要約」の最後に、まとめとして次の様に結んでいる。

一言で言えば、中国の西北三省に対する私の調査の結果は、1910年に罌粟栽培は山西では完全に根絶され、陝西と甘肅では、1907年と比較して各々30%と25%の減少が為された。西南の三省に関しては、栽培は四川省においては、1911年に終結した。他方雲南と貴州省では、各々同じ年に75%と70%栽培を減少させた。これは全体的に注目し得る成功であった云々⁽³³⁾。

山西・四川が已に根絶され、雲南・貴州が7割余削減しているとの報告であり、驟かには信じられない。因みに「国風報」の第一年第十八期（宣統2年7月1日、〔1910. 8. 5〕発行）に、「各省禁煙成績調査記」の記事が掲載されている。そこでは先ず各省の土薬の生産額・土薬消費額と洋薬の消費額を列挙している。その典拠を記事では示していないが、「清朝続文献通考」巻55に同じ数量の記載が有り⁽³¹⁾、政府の調査資料の転引である。但し福建の土薬生産量が1万多くなっており、以前の生産量からすれば、明かな誤りであり、総計も誤っている。その後各省の状況について簡単に記述しているが、山西の栽培状況を、

宝茭が山西巡撫の時（光緒32. 8～宣統1. 10）に、罌粟栽培地を綿・麻・豆・藍の栽培に代える様に勧めた。永寧・黍城等の地及び北部一帯は、多く抵抗に出たが、しかし昔の35万余畝の罌粟畑が、昨年に至り様相を改め、余は幾ばくも無い。昔の鴉片税収は30万両余であったが、今は僅かに10余万両を余すのみである⁽³⁵⁾。

と記し、四川については、

鴉片の産額は全国の首位である。四川省の140余州県は、辺庁数処を除いて1処も鴉片を植えない所は無かった。……前年水・干害が頻発し、官吏は機に乗じて凶作の各地に勧め、改めて穀物を植えさせた。その余の各地でも十の五改めた。……只全国第一の鴉片省であり、急にその弊を絶ち風を清くしようとしても、言うに容易ではない⁽³⁶⁾。

とあり、到底栽培が一掃されたとは信じられない。政府の調査資料に拠れば、山西の土薬生産量は光緒31年（1905）は1万3573担、32年（06）は9666担、33年（07）は4946担と減少しているが、宣統2年（1910）の調査では、1万1620担に増加している。同じく四川省は、光緒31年（1905）は5万1134担、32年（06）は5万7463担、33年（07）は4万4519担と増減があり、宣統2年（1910）の調査では、5万4299担と増加している。又全国の土薬生産量の統計でも、資料に拠れば、光緒31年（1905）は14万2698担、32年（06）は14万8103担、33年（07）は11万9983担と減少しているが、宣統2年（1910）の調査では、15万8505担に増加しているのである⁽³⁷⁾。このような数字から見れば、宣統3年にその生産が急減する事は考えにくい。ホージーが自ら通過した地域の状況及び各省の督撫よりの事情聴取、更に各地の宣教師よりの情報を基礎に叙上の結論を出したが、それは実情とかなり相違したものであったと思われる。

実情は以上の様であったと思われるが、イギリス政府はインド鴉片の輸出遞減の継続に同意し、「続訂禁煙条件」に調印したのである。この「続訂禁煙条件」の内容については、既に解説しており⁽³⁸⁾。ここでは省略する。

六 お わ り に

以上の経緯より、中国の3年の試行期間における鴉片の生産・消費の削減は、決して目に見えて著しい成果を挙げたとは言えない状況に在ったが、イギリス政府は直前までの露骨な協定破棄の脅迫的態度を一変し、ホージーの報告のみを採用して顕著な成果有りとし、協定の継続に同意した事は、奇異の感を免れない。何故イギリスがそれまでの態度を急変し、継続の同意に踏み切ったのか、その理由については、次号で検討する事とする。

(平成5年9月13日受理)

註

- (1) 拙稿「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書(三)——イギリスの世論と政府の対応を中心に——」(『愛知教育大学研究報告』社会科学, 第42輯, 1993年)
- (2) 拙稿「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書——印度鴉片の輸入遞減法を中心に——」(『愛知教育大学研究報告』社会科学, 第39輯, 1990年)
- (3) 「外交報」第223期(1908年10月9日〔光緒34, 9, 15〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1906年12月11日北京発, 1907年1月28日着)の付件, 駐華英使朱爾典致駐華各英領事函(1906年12月1日北京発)
- (4) 「外交報」第228・230・231期(1908年11月28日・12月18日・12月27日〔光緒34, 11, 5・11, 25・12, 5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年11月27日北京発, 1908年1月11日着)及び付件, 報告中国禁煙事宜説帖
- (5) 「大清実録」巻579, 光緒33年9月壬辰(1907, 10, 4)の条に, 睿親王魁斌・莊親王載功・都御史陸宝忠・副都御史陳名侃等が休職処分された記事が有る。
- (6) 「南京条約」第5条は「凡そ英国商民は, 粵に在って貿易するに, 向例全て額設の行商亦公行と称する者の承辨に帰す。今大皇帝それ嗣後必ずしも仍お向例に照らさざるを准す。凡そ英商等各該口に赴き貿易する者有れば, 何の商と交易する論ずるなく, 均しくその便を聴す。……」とあり, 「中法天津条約」第14条には, 「将来中国は別に別人の情を聯ね行を結び, 貿易を包攬すること有るべからず。倘し違例有れば, 領事官は中国に知会し法を設けて駆除せしむ。中国は宜しく先に禁止を行い, 任便往来交易の誼を敗るを免るべし」と規定している(『約章成案匯覽』甲篇巻二, 中英江寧議定条約, 及び同書, 巻三, 中法条約)。
- (7) 「外交報」第232期(1909年2月15日〔宣統1, 1, 15〕発行), 英国藍皮書(為禁煙事), 下巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1908年6月24日北京発, 1908年7月22日着)付件, 英使署參贊黎枝第二次鴉片問題説帖
- (8) 坂野正高「インド紀行, 『南行記』——1881年, 鴉片貿易漸減案打診の旅」(『中国近代化と馬建忠』所収, 東京大学出版会刊, 1985年)参照
- (9) 「外交報」第189期(1907年10月2日〔光緒33, 8, 25〕発行), 交渉要録, 禁煙紀聞
- (10) 「外交報」第207期(1908年5月4日〔光緒34, 4, 5〕発行), 交渉要録, 禁煙交渉
- (11) 「外交報」第245期(1909年6月22日〔宣統1, 5, 5〕発行), 外交大事記, 禁煙述聞
- (12) 「東方雜誌」第7巻9号(1910年10月27日発行), 記載第三, 中国時事彙録, 中英鴉片交渉之詳情, 及び「外交報」第285期(1910年6月19日〔宣統2, 7, 15〕発行), 外交大事記, 禁煙交渉
- (13) 「外交報」第285期(1910年6月19日〔宣統2, 7, 15〕発行), 外交大事記, 禁煙交渉, 『英国詰問種煙』
- (14) 「外交報」第287期(1910年9月8日〔宣統2, 8, 5〕発行), 外交大事記, 禁煙交渉
- (15) 「外交報」第250期(1909年8月10日〔宣統1, 6, 25〕発行), 外交大事記, 禁煙述聞
- (16) 「外交報」第259期(1909年11月7日〔宣統1, 9, 25〕発行), 外交大事記, 禁煙述聞

- (17) 「外交報」第264期(1909年12月27日〔宣統1. 11. 15〕発行), 外交大事記, 禁煙紀聞
- (18) 「東方雜誌」第7巻第5号(1910年7月1日発行), 記載第三, 中国時事彙録, 記英使反对鴉片専売事
- (19) 「外交報」第267期(1910年3月6日〔宣統2. 1. 25〕発行), 外交大事記, 禁煙紀聞
- (20) (21) 「外交報」第221期(1908年9月20日〔光緒34. 8. 25〕発行), 交渉録要, 禁煙紀聞
- (22) (2)の拙稿参照
- (23) 「清季中外使領年表」中の『各国駐華領事年表』参照。(故宫博物院明清檔案部・福建師範大学歴史系合編, 中華書局, 1985年刊)
- (24) 「外交報」第282期(1910年7月21日〔宣統2. 6. 15〕発行), 外交大事記, 禁煙交渉『英員來華查煙』
- (25) 「外交報」第287期(1910年9月8日〔宣統2. 8. 5〕発行), 外交大事記, 禁煙交渉『英員調査禁煙』
- (26) 「政治官報」第143号(光緒34年2月21日発行), 諭旨
- (27) 「大清宣統政紀」巻41, 宣統2年8月乙末の条
- (28) 「政治官報」第1051号(宣統2年8月28日発行), 摺奏類一, 度支部奏遵旨查明各省禁煙土藥情形摺併單
- (29) 「政治官報」第1073号(宣統2年9月21日発行), 摺奏類一, 禁煙大臣奏禁煙期限緊迫宜促進步摺
- (30) 「政治官報」第1140号(宣統2年11月28日発行), 摺奏類一, 民政部奏查明禁煙情形摺
- (31) 「清宣統朝外交史料」巻22, 中英禁煙条件
- (32) 「清宣統朝外交史料」巻20, 外部奏与英使續訂禁煙条件以期從速禁絶摺
- (33) Sir Alexander Hosie, *A Narrative of Travel in the Chief Opium-producing Provinces of China*. Boston: Small Maymand & Company Publishers, n. d. Appendix II, pp. 287~288.
- (34) 「清朝続文献通考」巻55, 征權考, 洋薬・禁煙付
- (35) (36) 「国風報」第一年第十八号(1910年8月5日〔宣統2. 7. 1〕発行), 調査, 『各省禁煙成績調査記』
- (37) 光緒31・32・33年の数字は「政治官報」光緒34年9月25日付, 第353号の『度支部奏查明洋薬進口土薬出産及行銷数目酌擬辦法摺』に付録された清單に拠り, 宣統2年の数字は「清朝続文献通考」巻55, 征權考, 洋薬・禁煙付に拠る。(2)の拙稿の末尾に表示している。
- (38) (2)の拙稿参照

[1992年2月15日脱稿・1993年9月10日補訂]